

事前評価調書

I 事業概要																																							
事業名	交通安全施設等整備事業（歩道設置）																																						
地区名	一般県道 則定豊田線																																						
事業箇所	豊田市矢並町																																						
事業のあらまし	当該路線は、平成 23 年 3 月より東海環状自動車道鞍ヶ池スマート IC が大型車両の通行も可能となり、豊田市中心市街地への重要な経路として大型車の通行も増加している。当該区間は縦断勾配が急であり、歩道が設置されていないことから、地元から歩行者の安全確保を求められており、歩道の設置を行うものである。																																						
事業目標	【達成（主要）目標】 歩道設置を行い、安全な歩行者空間の確保を図る。 【副次目標】 （必要に応じて記載する）																																						
事業費	事業費		内訳																																				
	4.00 億円		□工事費 3.0 億円、□用補費 0.5 億円、□その他 0.5 億円																																				
事業期間	採択予定年度	平成 26 年度	着工予定年度	平成 27 年度	完成予定年度	平成 30 年度																																	
事業内容	歩道設置 L=1,500m																																						
II 評価																																							
①事業の必要性	1) 必要性	歩道が設置されていないため、歩行者の安全な通行空間が確保されていない。																																					
	判定	A	A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 歩道が整備されておらず、歩行者等の安全を確保するために歩道設置が必要である。																																				
②事業の実効性	1) 事業計画	事業計画及び実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="5">4</td> </tr> </tbody> </table> ※事業費について、今後 5 年間分の事業費と、それ以降の残事業費							H26	H27	H28	H29	H30	工種 区分	調査・設計	←	→				用地補償		←	→			工事		←			→	事業費（億円）		4				
			H26	H27	H28	H29	H30																																
工種 区分	調査・設計	←	→																																				
	用地補償		←	→																																			
	工事		←			→																																	
事業費（億円）		4																																					
2) 地元の合意形成	地元自治区より要望書が提出されるなど、地元からの整備要望の声が強く、地元合意形成が図られる環境にある。																																						
判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性は高いものと考えられるため。																																					
III 対応方針																																							
事業実施	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべて A 判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。																																						

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後 年目） □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

事業実施前後の歩行者等の安全性の変化